

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（認可に係る業務の内容及び方法）</p> <p>第十七条 法第三十条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 顧客である金融商品取引業者における有価証券の売買の受託に ついでに信用の供与に関する事項</p> <p>十一 「略」</p> <p>十二 「略」</p> <p>十三 「略」</p> <p>（審査等の対象となる業務の内容及び方法）</p> <p>第十九条 法第三十条の四第五号及び第三十一条第六項に規定する内閣府令で定める業務の内容及び方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第十七条第五号、第八号、第十号及び第十一号に掲げるもの 二 「略」</p>	<p>（認可に係る業務の内容及び方法）</p> <p>第十七条 「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>十 「同上」</p> <p>十一 「同上」</p> <p>十二 「同上」</p> <p>（審査等の対象となる業務の内容及び方法）</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>一 第十七条第五号、第八号及び第十号に掲げるもの 二 「同上」</p>

(業務管理体制の整備)

第七十条の二 [略]

〔2〕4 略〕

5|| 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等(親会社(法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この項において同じ。)が外国会社である者のうち金融庁長官が指定する者に限る。)が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、金融庁長官が定めるところにより、親会社との間において、業務の継続的な実施を確保するための措置がとられていることとする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七十六条 令第十六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 [略]

二 当該金融商品取引業者等が金融商品取引業協会(当該金融商品取引業の内容に係る業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。)に加入している場合にあつては、その旨及び当該金融商品取引業協会の名称

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(業務管理体制の整備)

第七十条の二 [同上]

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七十六条 [同上]

一 [同上]

二 当該金融商品取引業者等が金融商品取引業協会に加入している場合にあつては、その旨及び当該金融商品取引業協会の名称

(禁止行為)

第一百七十七条 [同上]

〔一〕二十四の三 略〕

二十四の四 一般信用取引（信用取引のうち、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸付けを受けることができる取引以外のものをいう。）に係る有価証券（令第二十六条の二の二第一項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。）を所有し、調達し、又は調達するための措置が講じられることなく、その売付けを受託し、又はその売付けの委託の取次ぎの申込みを受ける行為
〔二十四の五〕四十 略〕

〔2〕32 略〕

（自己取引等の禁止の適用除外）

第二百二十八条 法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 〔略〕

二 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとに全ての権利者（当該権利者が投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人である場合にあつては、同条第十六項に規定する投資主。以下イ、次条第一項第二号イ並びに第五号ロ及びハ並びに第三百三十

〔一〕二十四の三 同上〕

二十四の四 一般信用取引（信用取引のうち、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸付けを受けることができる取引以外のものをいう。）に係る有価証券（令第二十六条の二の二第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。）を所有し、調達し、又は調達するための措置が講じられることなく、その売付けを受託し、又はその売付けの委託の取次ぎの申込みを受ける行為
〔二十四の五〕四十 同上〕

〔2〕32 同上〕

（自己取引等の禁止の適用除外）

第二百二十八条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとにすべての権利者（当該権利者が投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人である場合にあつては、同条第十六項に規定する投資主。以下イ、次条第一項第二号イ及び第三百三十条第一項第六号において同

条第一項第六号において同じ。)に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明(2)において「取引説明」という。)を行い、当該全ての権利者の同意(法第二條第八項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の全ての定めがある場合において行う取引にあつては、(1)の同意を含む。)を得たものであること。

(1) 全ての権利者の半数以上(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)であつて、かつ、全ての権利者の有する法第二條第八項第十五号イからハまでに掲げる権利の四分の三(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数の同意を得た場合には法第四十二條の二第一号に掲げる行為を行うことができる旨

(2) 「略」

ロ 「略」

三 「略」

(運用財産相互間取引の禁止の適用除外)

第二百二十九條 法第四十二條の二に規定する内閣府令で定める同條第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 「略」

二 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に当該取引

じ。)に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明(2)において「取引説明」という。)を行い、当該すべての権利者の同意(法第二條第八項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項のすべての定めがある場合において行う取引にあつては、(1)の同意を含む。)を得たものであること。

(1) すべての権利者の半数以上(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)であつて、かつ、すべての権利者の有する法第二條第八項第十五号イからハまでに掲げる権利の四分の三(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数の同意を得た場合には法第四十二條の二第一号に掲げる行為を行うことができる旨

(2) 「同上」

ロ 「同上」

三 「同上」

(運用財産相互間取引の禁止の適用除外)

第二百二十九條 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に当該取引

の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明（以下この号から第五号までにおいて「取引説明」という。）を行い、当該全ての権利者の同意（双方の運用財産の法第二十八条第十五号イからハまでに掲げる権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の全ての定めがある場合において同号に掲げる行為として行う取引にあつては、双方の運用財産に係る(1)の同意を含む。）を得たものであること。

〔(1)・(2) 略〕

ロ 「略」

三 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用（適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為であつて、当該行為に係る出資対象事業持分が令第十七条の十二第二項各号に掲げる要件に該当するものに限る。第三百三十四條第一項第三号ハにおいて同じ。）を行うものに限る。次号において同じ。）を行うこと。

〔イ・ロ 略〕

四 「略」

五 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 当該運用が法第二十八条第十二号又は第十五号（ハに係る部分に限る。）に掲げる行為に該当するものであること。

ロ 双方の運用財産の全ての権利者（当該運用が法第二十八条第十二号（ロに係る部分に限る。）に掲げる行為に該当する場

の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明（以下この号から第四号までにおいて「取引説明」という。）を行い、当該全ての権利者の同意（双方の運用財産の法第二十八条第十五号イからハまでに掲げる権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の全ての定めがある場合において同号に掲げる行為として行う取引にあつては、双方の運用財産に係る(1)の同意を含む。）を得たものであること。

〔(1)・(2) 同上〕

ロ 「同上」

三 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用（適格機関投資家等特例業務（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為であつて、当該行為に係る出資対象事業持分が令第十七条の十二第二項に掲げる要件に該当するものに限る。第三百三十四條第一項第三号において同じ。）を行うものに限る。次号において同じ。）を行うこと。

〔イ・ロ 同上〕

四 「同上」

〔号を加える。〕

合にあつては、同号口に掲げる契約の相手方を除く。)が適格
機関投資家であること。

ハ 個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に取引説明
を行い、当該全ての権利者の有する権利の三分の二(これを上
回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多
数の同意を得たものであること。

ニ 不動産信託受益権に係る売買であつて、合理的な方法により
算出した価額により行う取引であること。

六 略

〔2・3 略〕

(決済措置適用除外取引の確認に係る記録)

第百五十八条の三 第百五十七条第一項第三号の三の決済措置適用除
外取引の確認に係る記録には、受託した有価証券(令第二十六条の
二の二第一項(同条第六項及び第七項において準用する場合を含む
。))に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。)の空売り
が取引等規制府令第九条の三第一項第二十号から第三十六号まで、
第二項第七号から第九号まで又は第三項第七号から第十号までに掲
げる取引として行うものであることを確認する場合における当該空
売りの内容に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〕三 略

(金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合)

五 同上

〔2・3 同上〕

(決済措置適用除外取引の確認に係る記録)

第百五十八条の三 第百五十七条第一項第三号の三の決済措置適用除
外取引の確認に係る記録には、受託した有価証券(令第二十六条の
二の二第一項(同条第六項及び第七項において準用する場合を含む
。))に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。)の空売り
が取引等規制府令第九条の三第一項第二十号から第三十六号まで、
第二項第七号から第九号まで又は第三項第六号から第九号までに掲
げる取引として行うものであることを確認する場合における当該空
売りの内容に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〕三 同上

(金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合)

<p>第百九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>十二 第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）にあつては、次に掲げる場合</p> <p>イ 劣後特約付借入金（金融庁長官が定めるものを除く。ロ、次号ハ及びニ並びに第二百八条の三十二第十二号ニ及びホにおいて同じ。）を借り入れた場合又は劣後特約付社債（金融庁長官が定めるものを除く。ロ、次号ハ及びニ並びに同条第十二号ニ及びホにおいて同じ。）を発行した場合</p> <p>ロ 「略」</p> <p>「十三〽十五 略」</p> <p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）</p> <p>第二百六十九条 令第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 所属金融商品取引業者等が金融商品取引業協会（当該金融商品仲介業の内容に係る業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入している場合にあつては、その旨及び当該金融商品取引業協会の名称</p>	<p>第百九十九条 「同上」</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>十二 「同上」</p> <p>イ 劣後特約付借入金を借り入れた場合又は劣後特約付社債を発行した場合</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>「十三〽十五 同上」</p> <p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）</p> <p>第二百六十九条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 所属金融商品取引業者等が金融商品取引業協会に加入している場合にあつては、その旨及び当該金融商品取引業協会の名称</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

[